

## 滋賀県民生委員児童委員活動費交付金交付要綱

改正	昭和	62年	3月	19日
改正	昭和	62年	11月	24日
改正	昭和	63年	11月	16日
改正	平成	元年	11月	30日
改正	平成	2年	11月	8日
改正	平成	3年	11月	26日
改正	平成	4年	10月	20日
改正	平成	5年	10月	25日
改正	平成	6年	10月	19日
改正	平成	7年	11月	30日
改正	平成	9年	3月	12日
改正	平成	10年	3月	13日
改正	平成	10年	4月	16日
改正	平成	11年	3月	8日
改正	平成	11年	4月	1日
改正	平成	12年	3月	17日
改正	平成	12年	9月	5日
改正	平成	13年	5月	11日
改正	平成	16年	4月	1日
改正	平成	17年	4月	1日
改正	平成	19年	4月	1日
改正	平成	20年	4月	1日
改正	平成	21年	4月	1日
改正	平成	22年	12月	1日
改正	令和	2年	10月	12日

(趣旨)

第1条 知事は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第26条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条の規定に基づき、民生委員児童委員活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進を図るため、市町（大津市を除く。以下同じ。）が民生委員児童委員に活動費を交付するために要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金の額)

第2条 交付金の額および対象となる経費は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとするときは、毎年度5月末日までに、様式1による交付金交付申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請にあっては、別表交付額の欄（1）中「4月から9月までの各月1日現在の民生委員児童委員委嘱数」とあるのは「4月1日現在の民生委員児童委員委嘱数」と、「の6月分合計額」とあるのは「に6を乗じて得た額」と読み替えた同欄（1）に掲げる額を交付申請額とする。

(変更交付申請)

第4条 前条第1項の申請を行った場合にあっては、毎年度の11月末日までに、様式2（一斉改選年度においては1月末日までに様式2-1）による変更交付申請書を知事に提出し、交付額の変更の申請を行うものとする。

2 前項の申請にあっては、別表交付額の欄（1）に掲げる額および同欄（2）中「10月から翌年3月までの各月1日現在の民生委員児童委員委嘱数」とあるのは「10月1日現在の民生委員児童委員委嘱数」と、「の6月分合計額」とあるのは「に6を乗じて得た額」と読み替えた同欄（2）に掲げる額を変更交付申請額とする。

ただし、一斉改選年度においては、別表交付額の欄（1）に掲げる額および同欄（2）中「10月から翌年3月までの各月1日現在の民生委員児童委員委嘱数（当該委嘱数が毎年知事が市町ごとに別に定める数を超える場合は当該知事が定める数）で算出された額の6月分合計額」とあるのは「10月1日現在の民生委員児童委員委嘱数（当該委嘱数が毎年知事が市町ごとに別に定める数を超える場合は当該知事が定める数）に2を乗じて得た額および12月1日の一斉改選時の民生委員児童委員推薦数（当該推薦数が一斉改選時に知事が市町ごとに別に定める数を超える場合は当該知事が定める数）に4を乗じて得た額」と読み替えた同欄（2）に掲げる額を変更交付申請額とする。

3 前項により変更交付申請した額が、別表に掲げる交付額に満たない場合は、当該年度

3月末日までに、様式3による変更交付申請書を知事に提出し、同表に掲げる交付額の申請を行うものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県から交付金の交付を受けた場合には、当該交付金に相当する額を遅滞なく民生委員児童委員に交付しなければならない。

(2) 交付金に係る帳簿および証拠書類を整備し、これを年度終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、交付金の交付申請があったときは、申請を受理した日から30日以内に交付決定を行うものとする。

(精算報告)

第7条 この交付金の精算報告は、翌年度4月10日までに様式4による精算報告書を知事に提出して行われなければならない。

2 前項において、交付すべき交付金の額が確定した場合に、既にその額を超えて交付金が交付されているときは、その超える部分について返還するものとする。

(交付金の交付方法)

第8条 この交付金は、知事が必要と認める場合は、概算払いの方法により交付することができるものとする。

(書類の提出)

第9条 この要綱により知事に提出する書類は、当該市町を所管する健康福祉事務所に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年11月24日から施行し、改正後の要綱は、昭和62年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年11月16日から施行し、改正後の要綱は、昭和63年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年11月30日から施行し、改正後の要綱は、平成元年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年11月8日から施行し、改正後の要綱は、平成2年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年11月26日から施行し、改正後の要綱は、平成3年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年10月20日から施行し、改正後の要綱は、平成4年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年10月25日から施行し、改正後の要綱は、平成5年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年10月19日から施行し、改正後の要綱は、平成6年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年11月30日から施行し、改正後の要綱は、平成7年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年3月12日から施行し、改正後の要綱は、平成8年度分の交付金か

ら適用する。

付 則

この要綱は、平成10年3月13日から施行し、改正後の要綱は、平成9年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月16日から施行し、改正後の要綱は、平成10年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年3月8日から施行し、改正後の要綱は、平成10年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成11年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年3月17日から施行し、改正後の要綱は、平成11年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年9月5日から施行し、改正後の要綱は、平成12年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年5月11日から施行し、改正後の要綱は、平成13年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成16年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成17年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成19年度分の交付金から適用する。

2 平成19年度分の交付金にあっては、第3条第1項中「5月末日」とあるのは、「6月末日」とする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成20年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成21年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、改正後の要綱は、平成22年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行し、改正後の要綱は、令和2年度分の交付金から適用する。

別 表

1 種目	2 交 付 額	3 対 象 経 費
<p>民生委員児童委員活動費</p>	<p>次の(1)および(2)により算出した額の合計額</p> <p>(1) 4月から9月分交付額            (毎年度当初に知事が別に定める基準額) × 1 / 12 × 2 × 4月から9月までの各月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(当該委嘱数が毎年知事が市町ごとに別に定める数を超える場合は当該知事が定める数)で算出された額の6月分合計額</p> <p>(2) 10月から翌年3月分交付額            (10月1日から1月以内に知事が別に定める基準額) × 1 / 12 × 2 × 10月から翌年3月までの各月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(当該委嘱数が毎年および一斉改選時に知事が市町ごとに別に定める数を超える場合は当該知事が定める数)で算出された額の6月分合計額</p>	<p>民生委員児童委員が民生委員法第14条および児童福祉法第17条に規定する職務を行うために必要な経費として市町が民生委員児童委員に交付する額</p>

※ 上表により算出された額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

滋 賀 県 知 事

市 町 長 印

年度滋賀県民生委員児童委員活動費交付金の交付申請について

標記交付金の交付を受けたいので滋賀県補助金等交付規則第3条および滋賀県民生委員児童委員活動費交付金交付要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円 (E)  
(積算内訳)

毎年度当初に知事が別に定める基準額  A	A × 2  B	4月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(ただし、委嘱数が知事が定める数を超える場合は知事が定める数) C	定率  D	交付申請額  (B × C × D) E
円	円	人	6 / 1 2	円

2 歳入歳出予算額

項 目	歳 入		歳 出		
	科 目	予 算 額	科 目	予 算 額	うち県費交付金相当額
民生委員児童委員活動費交付金					

滋 賀 県 知 事

市 町 長

印

年度滋賀県民生委員児童委員活動費交付金の変更交付申請について

標記交付金の変更交付を受けたいので滋賀県補助金等交付規則第3条および滋賀県民生委員児童委員活動費交付金交付要綱第4条の規定により下記のとおり変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円 (K)  
(積算内訳)

月	毎年度当初に知事が別に定める基準額 A	$A \times 2$ B	毎月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(ただし、委嘱数が知事が定める数を超える場合は知事が定める数) C	定率 D	県費交付金所要額 ( $B \times C \times D$ ) e	県費交付金既交付決定額 L	差引県費交付金所要額 ( $K - L$ ) M
4月	円	円	人	1/12	円	円	円
5月				1/12			
6月				1/12			
7月				1/12			
8月				1/12			
9月				1/12			
4月から9月分県費交付金所要額合計(eの合計) E					円		
10月1日から1月以内に知事が別に定める基準額 F	$F \times 2$ G	10月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(ただし、委嘱数が知事が定める数を超える場合は知事が定める数) H	定率 I	追加県費交付金所要額 ( $G \times H \times I$ ) J			
円	円	人	6/12	円			
変更交付申請額 (E+J) K					円		

2 歳入歳出予算額

項 目	歳 入		歳 出		
	科 目	予 算 額	科 目	予 算 額	うち県費交付金相当額
民生委員児童委員 活動費交付金					

滋 賀 県 知 事

市 町 長

印

年度滋賀県民生委員児童委員活動費交付金の変更交付申請について

標記交付金の変更交付を受けたいので滋賀県補助金等交付規則第3条および滋賀県民生委員児童委員活動費交付金交付要綱第4条の規定により下記のとおり変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円 (N)

(積算内訳)

月	毎年度当初に知事が別に定める基準額 A	A × 2 B	毎月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(ただし、委嘱数が知事が定める数を超える場合は知事が定める数) C	定率 D	県費交付金所要額 (B×C×D)e 円	県費交付金既交付決定額 0 円	差引県費交付金所要額 (N-0) P 円
4月	円	円	人	1/12	円	円	円
5月				1/12			
6月				1/12			
7月				1/12			
8月				1/12			
9月				1/12			
4月から9月分県費交付金所要額合計(eの合計) E					円		
10月1日から1月以内に知事が別に定める基準額 F 円	F × 2 G 円		10月1日現在の民生委員児童委員委嘱数(ただし、委嘱数が知事が定める数を超える場合は知事が定める数) H 人	定率 I	追加県費交付金所要額 (G×H×I) J 円		
				2/12	円		
				定率 L	追加県費交付金所要額 (G×K×L) M 円		
			人	4/12	円		
変更交付申請額 (E+J+M) N					円		

2 歳入歳出予算額

項 目	歳 入		歳 出		
	科 目	予 算 額	科 目	予 算 額	うち県費交付金相当額
民生委員児童委員活動費交付金					









